

# 廃棄物処理法の処理基準について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会  
特定家庭用機器の再商品化・適正処理に  
関する専門委員会(第7回)

# 廃棄物処理における化学物質対策

・有害性のある化学物質の使用は回避(クリーン)し、適切な代替物質がなく、その使用の効用に期待しなければならないときは、その化学物質を循環利用(サイクル)し、循環利用が困難な場合は、環境との接点における排出を極力抑制し、過去の使用に伴う廃棄物は極力分解、安定化するといった制御(コントロール)を行うべき

- 特定家庭用機器廃棄物の適正処理は、いわば、循環利用(サイクル)のための再生行為や循環利用が困難な場合の制御(コントロール)に該当。
- 特定家庭用機器廃棄物の適正処理の義務づけを通じた製造業者等による環境配慮設計による使用の回避(クリーン)等の在り方や効果にも留意しつつ、適正処理の在り方を検討を進めるべきではないか。

## 廃棄物処理法における処理基準の考え方

- ・廃棄物処理法では、生活環境の保全上支障が生じないように、一般廃棄物及び産業廃棄物について、それぞれ収集、運搬及び処分に関する基準(処理基準)が定められている。
- ・処理基準は、製造業者等以外の廃棄物処理業者にも適用される。
- ・特に、特定家庭用機器廃棄物については、環境大臣告示において、鉄、アルミニウム、銅、ガラス、廃テレビジョン受信機のプリント基板の回収及び廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫・廃電気冷凍庫に含まれる特定物質等(フロン類)の回収が義務づけられている。

## 特定家庭用機器廃棄物に係る処理基準の考え方

### 特定家庭用機器廃棄物の処理について(抜粋)

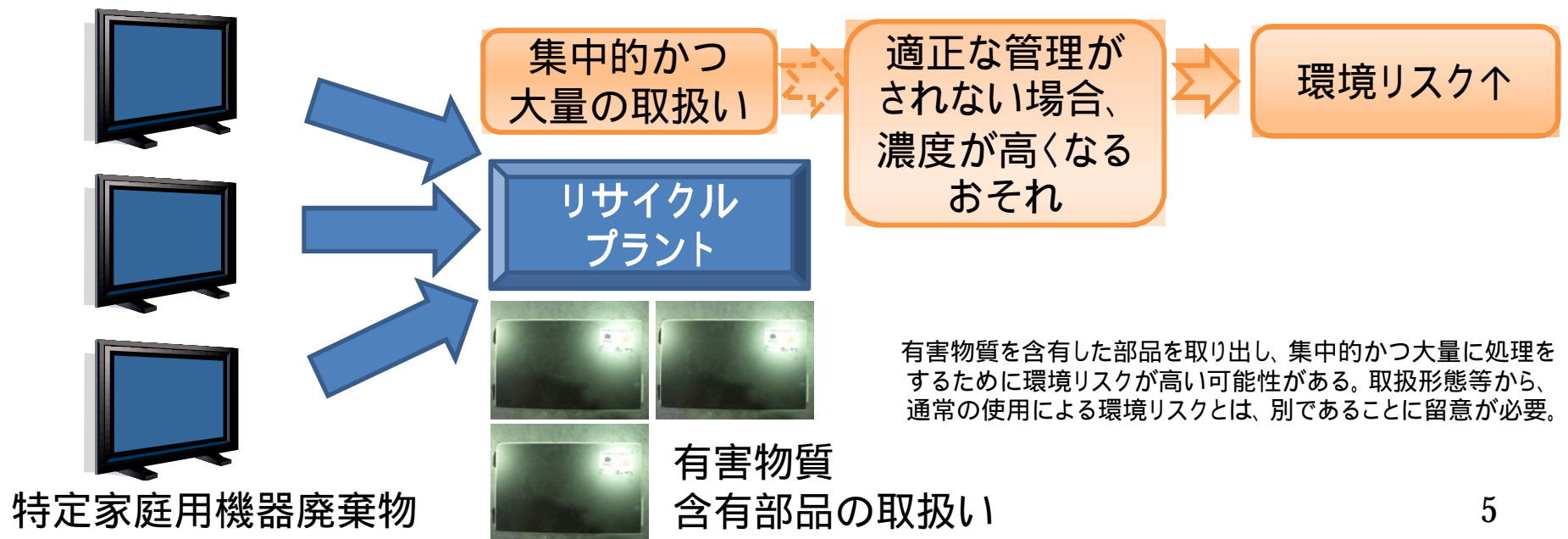
(生活環境審議会廃棄物処理部会特定家庭用機器処理基準等専門委員会報告 平成11年)

- ・新法の本格施行により実施される特定家庭用機器廃棄物の再商品化等については、廃棄物の減容及び再生資源の十分な利用を目的にかなうものであることが重要であるが、あわせて、再商品化等の実施が有害物質の適正処理にも資するものであることが必要である。
- ・また、再商品化等の基準の設定、廃棄物処理基準の強化が、製造業者等のリサイクルし易い製品設計・製造の促進、廃棄物となった場合に有害物質となるものの使用低減、実際に行われるリサイクルの水準の向上とその費用の低減に効果があるものであるべきである。
- ・特定家庭用機器廃棄物は、廃棄物の減量・再生資源の利用の観点から特に法的措置をもって、リサイクルを進めるべきものと判断されたものであり、市町村、廃棄物処理業者等の製造業者等以外の者が特定家庭用機器廃棄物の処理を行う場合についても、製造業者等が義務づけられる再商品化等と同程度の水準に廃棄物処理法の廃棄物処理基準を強化することが適当である。

# 処理基準の論点

# 特定家庭用機器廃棄物の再生施設の置かれている状況

- ・特定家庭用機器廃棄物の再生施設については、有害物質を含む部品等を集中的かつ大量に扱うことにより、有害物質の濃度が高濃度となる蓋然性も高いことが予想される。
- ・このため、当該施設における環境リスクも高く、当該施設における有害物質の管理が特に必要となることから、特定家庭用機器廃棄物の再生施設に対しての処理基準等の義務づけが必要になることが想定される。



# 参考

## 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の 再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法 (廃棄物処理法処理基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第二号ホ及び同令第六条第一項第二号八の規定に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第三条第二号ホの規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第六条第一項第二号八においてその例によることとされる令第三条第二号ホの規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

一 特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第四項に規定する特定家庭用機器が一般廃棄物又は産業廃棄物となったものをいう。以下同じ。)に含まれる鉄、アルミニウム及び銅(以下「鉄等」という。)について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法



## 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の 再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法 (廃棄物処理法処理基準)

二 廃テレビジョン受信機(特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。次号において同じ。)のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法

三 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し熔融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法

四 廃エアコンディショナー又は廃電気冷蔵庫(特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。)に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンのうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法